

○ 佐藤 宣子（九大院農）

### はじめに

「森林・林業再生プラン」に基づく制度変更の中で、森林施業計画から森林経営計画への変更及び計画策定者を対象とした「森林管理・環境保全直接支払制度」（以下、森林直払い制度）の導入は大きな変更点である。直接支払い制度は、支払い対象（経営規模や形態、生産方法などの特定）や資格要件、支払い水準、交付対象者の行動制約を設定できる制度であり（飯國 2011）、本報告は、林政史上はじめて導入される森林直払い制度の特徴と論点の考察を目的とする。

### 研究方法

林野庁企画課、同整備課および熊本県森林整備課の行政資料を基に、「森林管理・環境保全直接支払制度」（その中心である森林環境保全整備事業の間伐）をこれまでの造林補助金体系および他直接支払い制度を比較した。

### 制度の仕組みと特徴

これまでの造林補助金は、「標準単価（県が標準工程や労賃水準等を基に算定）×（1＋諸掛率）×事業量×査定係数（森林施業計画森林の間伐では 170）×補助率」で算定されていた。これに対して、新たな事業は、①支払対象：森林経営計画の作成者に限定、②資格要件：60 年生以下の間伐では 1 計画当たり最低 5.0ha 以上かつ一定量（間伐実施面積 1ha あたり平均 10 m<sup>3</sup> 以上）の搬出、③支払い額：国が標準となる工程を設定し、都道府県が国の標準工程を基に、賃金・樹種・平均径級等に応じて標準単価を設定、間伐については車両系と架線系を設定、搬出材積に応じた支払、標準単価の一部である間接費は雇用の有無と雇用条件（所有者の自伐・一人親方と雇用者か、保険加入等の労働条件）によって率が異なる、④交付申請のために森林作業道整備と年度別計画等の提出が必要、といった特徴がある。

以上のように、「集約化」計画を含む経営計画の策定とそこでの間伐搬出を促進（＝生産量の増大）するという目的が強く意識された制度となっており、小規模所有の自営林家が多い熊本県にとっては自伐の減少が懸念されている。規模拡大や「集約化」といった構造政策的なハードル設定という点は、平地とくらべて生産条件が悪くコスト増加分の一部が交付される農業の中山間直接支払においても第 3 期対策でも追加されている。条件不利性の緩和という視点からみると、車両系集材と架線集材を分けて単価設定するという点は条件不利地（搬出条件の悪さ、環境配慮の必要性＝位置条件）の支払単価が高くなる仕組みとなっている。同時に、1 計画地からの下限間伐面積と下限搬出量の設定ならびに支払水準が搬出材積に応じた標準単価が設定されるため、人工林率や齢級構成、地位などの資源構成や搬出条件のよい計画地で交付額が大きくなる制度設計となっており、優良林地のみが対象となる可能性もある。今後、制度を評価するためには実証的な研究が必要である。

### 引用文献

飯國芳明「国民合意に基づく制度設計のための論点整理」『農業経済研究』82-4, 2011 年, 245～250 頁

キーワード：直接支払い、森林・林業再生プラン、森林経営計画、条件不利地域対策

（連絡先：佐藤 宣子 [sato.noriko.842@m.kyushu-u.ac.jp](mailto:sato.noriko.842@m.kyushu-u.ac.jp)）